

一般社団法人長崎市薬剤師会会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人長崎市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第3章の各条の規定に基づき、本会の会員の構成並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条により正会員、賛助会員、特別会員とする。

第2章 入会等手続き

第3条 本会の正会員または賛助会員並びに特別会員として入会しようとする者は、別紙様式の入会申込書に必要事項を記載し、本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込者に対し、本会理事会は審査を行い入会を否認することができる。

(会員名簿及び会員に関する個人情報の取り扱い)

第4条 入会者は会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 第3条の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を本会会長に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、本会が別に定める「個人情報管理規定」に基づき取り扱わなければならない。

(会費及び入会金)

第5条 会費及び入会金の金額と会費の納期は、本会定款第7条により総会において定める。会費滞納に対する催告等に関する細則は、別に定める「会費規程」による。

(退会)

第6条 会員は定款第8条により、別紙様式の退会届を提出して任意に退会することができる。

2 定款第9条及び第10条により、退会以外の理由で会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(再入会)

第7条 前条の規定により、会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、改めて定

款第6条に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納金を支払わない限り再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めない。

第3章 正会員

(種別)

第8条 定款第5条に定める正会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) A会員は、薬局・医薬品販売業者・医薬品製造業の開設者又は管理薬剤師とする。
- (2) B会員は、A会員以外の薬剤師とする。
- (3) 名誉会員

第4章 賛助会員

第9条 定款第5条に定める賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

第5章 特別会員

(種別)

第10条 定款第5条に定める特別会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 薬学を専攻する学生
- (2) 薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者（薬剤師以外）

第6章 名誉会員

第11条 本規約第8条に定める名誉会員は、本会に功労のあった者で理事会の承認を得た者とする。

(改廃)

第12条 この規約の改廃は、理事会の議を経て総会の決議により行う。

(附則)

1. この規約の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。